

北海道告示第10557号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

令和5年4月6日

北海道知事 鈴木 直道

農政第101号様式その1、農政第105号様式及び農政第112号様式その2を次のように改める。

- 注1 この様式は、国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備）、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農業集落排水事業、農地保全整備事業、経営体育成促進換地等調整事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、機能保全計画策定事業、農村地域防災減災事業、震災対策農業水利施設整備事業、水利用調整事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、団体営実施計画策定事業、水利施設管理強化事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「費目」欄には、工事費の内訳（純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費等）を記載すること。
- 3 「工種」欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、農道、ずい道、橋りょう、処理施設、管路施設、農地保全等を記載すること。
- 4 国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備）にあつては、「費目」欄には、操作運轉費、点検整備費及び機械器具費を記載し、「事業量」欄及び「事業費」欄には該当する事業量（操作運轉費にあつては、主要施設数及び人員配置計画員数）及び事業費を記載すること。
なお、「事業実施による効果」欄には、事業期間及び事務所の所在地（市町村名）を記載すること。
- 5 「事業実施による効果」欄の面積の水田、畑地又はその他には、当該地区のそれぞれの受益面積を記載すること。
なお、農業集落排水事業の場合は、「面積」を「戸数」と、「ha」を「戸」と書き換えて使用すること。
- 6 「事業実施による効果」欄の施行年度には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了を予定している年度を記載すること。
なお、全体実施設計期間があるものにあつては、上段にその年度を括弧書きで記載すること。
- 7 「事業実施による効果」欄の工期には、当該年度の工事の着手及び完成の予定年月（実績報告の場合は、着手及び完成の年月）を記載すること。
- 8 「事業実施による効果」欄の予定管理者には、当該事業によって造成される施設の予定管理者を記載すること。
- 9 「事業実施による効果」欄には、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。
- 10 「事業実施による効果」欄の効果は、具体的に記載すること。
なお、実績報告の場合にあつては、効果の記載を要しない。
- 11 補助事業の内容の変更、経費の配分の変更等の承認申請（以下「補助事業変更承認申請」という。）の場合は、変更前の事業量及び事業費を下段に括弧書きで記載すること。
なお、実績報告の場合で、最終の補助事業変更承認申請と事業費が異なる場合には、当該最終補助事業変更承認申請の事業費を下段に括弧書きで記載すること。
- 12 補助金の交付申請の場合には実施設計書、補助事業変更承認申請の場合には変更実施設計書、実績報告の場合には出来高設計書を添付すること。
- 13 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））にあつては、「費目」欄には、工事費の内訳（純工事費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費）を記載し、「工種」欄は記載不要であること。
- 14 団体営実施計画策定事業及び農村整備事業（計画策定等事業）にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

農政第105号様式

請 負 (委 託) 調 書

工種	施行箇所	事業量	設計金額	設置者氏名	契約金額	契約年月日	契約方式競争・(随契約の)別	請負人住所氏名	工期	着工年月日 完工年月日	監督員氏名	完成検査		工事費等の支払方法			備考	
												年月日	検査員職氏名	年月日	金額	支払方法		
			円		円													

注1 この様式は、国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備）、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、農業集落排水事業、農地保全整備事業、農地整備事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）、経営体育成促進換地等調整事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、機能保全計画策定事業、震災対策農業水利施設整備事業、農業基盤整備促進事業、水利用調整事業、農村地域防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農地耕作条件改善事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、団体営実施計画策定事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。

- 2 請負（委託）契約1件ごとに記載すること。
- 3 契約を変更した場合は、「設計金額」、「契約金額」及び「契約年月日」欄に変更前のものを上段に括弧書きで記載すること。
- 4 「工種」欄は、農政第101号様式、農政第102号様式及び農政第103号様式と同様に記載すること。
- 5 農地整備事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）及び水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）にあっては、「工種」欄を「事業種類」に変えて使用すること。
- 6 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））の場合は、「工種」欄は記載不要であること。
- 7 「施行箇所」欄には、ダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場等の施設にあってはその名称を、用（排）水路、農道等にあっては幹線、支線名等を暗きょ排水、客土、区画整理、農地造成等にあっては工区名を記載すること。
- 8 「工期」欄には、請負（委託）契約書の工期を記載すること。
- 9 「請負人住所氏名」欄に記載する住所は、市町村名とする。
- 10 「監督員職氏名」欄には、補助監督員も記載すること。
- 11 「支払方法」欄には、口座振替、小切手、現金等と記載すること。

農政第112号様式その2

取 得 財 産 台 帳

地区名	地区	事業実施年度	年度	農林水産省所管		事業					
財産名	規格	取得価格	負担区分			取得年月日	処分制限期間		処分の状況		摘要
			国庫補助金	道 費	その他		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
		円	円	円	円						

- 注1 この様式は、国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備）、基幹水利施設管理事業、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、機能保全計画策定事業、水利用調整事業及び水利施設管理強化事業に要した経費に係る補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 この様式は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号）第13条に定める財産について記載すること。
- 3 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 4 「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
- 5 数年に渡って施工する施設については、完成した年度において記載するものとし、「摘要」欄にその施工期間を記載すること。